

# 福岡県公報

平成19年11月19日  
第 2 7 5 3 号

## 目 次

告 示 (第2155号 - 第2189号)

廃川敷地等の発生	(河 川 課)	..... 2
漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意	(水産振興課)	..... 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 3
土地改良区連合の役員の就任	(農地計画課)	..... 3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	..... 3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	..... 4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	..... 5
土地改良区の清算人の退任	(農地計画課)	..... 5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	..... 6
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 6
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 7
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 7
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 8
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 8
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出		

	(商業・地域経済課)	..... 8
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 9
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 9
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 9
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 10
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 10
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 10
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 11
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	..... 11
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	..... 11
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	..... 12
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	..... 12
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	..... 12
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	..... 13
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	..... 13

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知  
(治山課) .....13

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知  
(治山課) .....13

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知  
(治山課) .....14

道路の区域の変更 (道路維持課) .....14

道路の供用の開始 (道路維持課) .....14

公 告

福岡県特定鳥獣保護管理計画及び第10次鳥獣保護事業計画の変更に  
関する公聴会の開催 (緑化推進課) .....14

管理理容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) .....15

管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) .....15

一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....16

告 示

福岡県告示第2155号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県福岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 河川の名称  
室見川水系油山川
- 2 廃川敷地等生じた年月日  
平成15年3月15日
- 3 廃川敷地等の位置  
(1) 福岡市早良区野芥1丁目277番10地先から

- 福岡市城南区梅林5丁目242番33地先まで
- (2) 福岡市城南区梅林5丁目242番34地先から  
福岡市城南区干隈2丁目32番1地先まで
  - (3) 福岡市城南区梅林5丁目242番60地先から  
福岡市城南区梅林5丁目242番61地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

- (1) 2,243.10㎡
  - (2) 798.98㎡
  - (3) 563.77㎡
- 計 3,605.85㎡

福岡県告示第2156号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市西区大字小呂島	島 田 清 美	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型一般 漁業
"	池 田 直	旧小呂島漁業協同組合の地区 (小呂島加入区)	

福岡市西区大字小呂島 "	小呂島まき網組合 島田 静雄	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧小呂島漁業協同組合の地区 (小呂島加入区)	総トン数 10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
宗像市神湊 宗像市地島	宗像漁業協同組合 大江 誠	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧地島漁業協同組合の地区 (地島加入区)	小型定置網漁業

## 福岡県告示第2157号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字井田字古屋敷311 - 1の一部、312 - 2、312 - 1の一部、314の一部及び328 - 3の一部（第一工区）

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑後市大字山の井898番地  
筑後市土地開発公社 理事長 中村 征一

## 福岡県告示第2158号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字油比字其田200 - 2

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区大字小田2853番地 1

岡本 薫

## 福岡県告示第2159号

筑後川下流土地改良区連合から、役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条の規定において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 就任理事

氏 名	住 所
下 川 豊	筑後市大字古島382番地
古 賀 次 夫	大川市大字中古賀160番地
中 村 勝 昭	柳川市大和町大坪22番地
新 開 昭 一	久留米市津福今町421番地 5
井 口 三 義	大川市大字紅粉屋825番地 1
新 開 連	柳川市三橋町中山279番地 1
今 村 保 則	みやま市瀬高町下庄219番地 1
桧 原 利 行	" 高田町黒崎開1907番地

## 2 就任監事

氏 名	住 所
待 鳥 繁 行	柳川市吉原376番地
山 田 一 昭	みやま市高田町黒崎開440番地

## 福岡県告示第2160号

荒木土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 退任理事

氏 名	住 所
近 藤 信 義	久留米市荒木町荒木1896番地10
稲 益 弘 資	" " 下荒木1051番地 1 の 1
稲 益 健 一	" " " 1112番地 1
廣 重 壽 男	" " 荒木1652番地 1
廣 重 勉	" " " 1705番地
中 村 修 一	" 大善寺町宮本1472番地

## 2 退任監事

氏 名	住 所
津留崎 芳 春	久留米市荒木町白口1627番地 7
本 村 照 美	" " 今241番地 3

## 3 就任理事

氏 名	住 所
近 藤 信 義	久留米市荒木町荒木1896番地10
廣 重 壽 男	" " " 1652番地 1
稲 益 健 一	" " 下荒木1112番地 1
田 中 良 男	" " 荒木1820番地
本 村 照 美	" " 今241番地 3
中 村 修 一	" 大善寺町宮本1472番地

## 4 就任監事

氏 名	住 所
津留崎 芳 春	久留米市荒木町白口1627番地 7
川 島 勝 宏	" " 下荒木233番地 3

福岡県告示第2161号

宮ノ陣土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 退任理事

氏 名	住 所
野 瀬 清	久留米市宮ノ陣町八丁島1737番地 5
八 尋 清	" " 大杜852番地 3
山 口 勉	" " 八丁島1530番地 3
石 橋 政 則	" " " 1943番地
稗 田 明 雄	" " 若松2261番地
関 富 士 男	" " " 1642番地 3
福 田 作 太 郎	" " " 711番地 1
神 代 英 昭	" " 大杜182番地
八 尋 久 光	" " " 329番地

## 2 退任監事

氏 名	住 所
八 尋 義 伸	久留米市宮ノ陣町大杜278番地
中 隈 利 幸	" " 若松642番地
石 橋 政 信	" " 八丁島1590番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
野 瀬 清	久留米市宮ノ陣町八丁島1737番地 5
石 橋 利 郎	" " " 1643番地
佐 藤 一 廣	" " " 11番地 1
稗 田 明 雄	" " 若松2261番地

中 隈 利 幸	"	"	"	642番地
八 尋 久 光	"	"	"	大杜329番地
黒 岩 一 俊	"	"	"	834番地

## 4 就任監事

氏 名	住 所
八 尋 義 伸	久留米市宮ノ陣町大杜278番地
関 豊 一	" " 若松1997番地 4

福岡県告示第2162号

田川郡大任町大字大行事丹波地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 退任理事

氏 名	住 所
福 永 勇	田川郡大任町大字大行事477番地
溝 口 忠 弘	" " " 567番地
楠 木 清 己	" " " 699番地 1
安 方 三 郎	" " " 1391番地 3
渡 邊 信 義	" " " 1425番地 2
中 村 克 利	" " " 1183番地
是 末 博 嗣	" " " 3592番地 2
杉 原 久 記	" " " 3822番地
佐々木 次 男	" " " 4075番地 1

## 2 退任監事

氏 名	住 所
-----	-----

松 本 武 則	田川郡大任町大字大行事570番地
梶 原 忠 雄	" " " 1192番地 1
矢 野 武 彦	" " " 3387番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
福 永 勇	田川郡大任町大字大行事477番地
溝 口 忠 弘	" " " 567番地
楠 木 清 己	" " " 699番地 1
安 方 三 郎	" " " 1391番地 3
渡 邊 信 義	" " " 1425番地 2
中 村 克 利	" " " 1183番地
是 末 博 嗣	" " " 3592番地 2
杉 原 久 記	" " " 3822番地
佐々木 次 男	" " " 4075番地 1

## 4 就任監事

氏 名	住 所
松 本 武 則	田川郡大任町大字大行事570番地
梶 原 忠 雄	" " " 1192番地 1
矢 野 武 彦	" " " 3387番地

福岡県告示第2163号

解散した清算法人沖出土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
-----	-----

堀 万 治	うきは市浮羽町高見1036番地
吉 瀬 忠 夫	" " " 1102番地 1
佐々木 秀 明	" " 山北734番地 2
大 山 喜代美	" " " 918番地 1
野 鶴 哲 生	" " 三春1644番地 1
淵 上 正 義	" " " 2495番地 2
江 藤 孝一郎	" " 高見189番地 2
馬 場 弘 士	" " " 585番地 2
高 橋 敏 則	" " 古川167番地 2
佐々木 二 雄	" " 東隈上185番地内第 1
河 北 啓 介	" " 山北204番

## 福岡県告示第2164号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成19年10月24日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人 自立生活センター久留米

## (2) 代表者の氏名

古川 克介

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市津福今町361番地42

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、ヘルパー派遣等の生活支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加の推進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第2165号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成19年10月24日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 第2グリーンプラザビル

(2) 所在地 福岡県春日市下白水南一丁目1番

## 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 高田健児 福岡県福岡市博多区昭南町一丁目1番地12 号	株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 高田恵美子 福岡県福岡市博多区昭南町一丁目1番地12 号
株式会社博多フーズ 代表取締役 吉田博記 福岡県福岡市南区野多目二丁目19番地30号	株式会社博多フーズ 代表取締役 吉田博記 福岡県福岡市南区野多目二丁目19番地30号
株式会社ひよこ 代表取締役 石坂博史	株式会社ひよこ 代表取締役 石坂博史

福岡県福岡市南区向野一丁目16番地13号  
株式会社東京デリカ  
代表取締役 木山茂年  
東京都葛飾区新小岩二丁目12番1号  
有限会社左衛門  
田中治雄  
福岡県福岡市中央区天神二丁目7番22号  
株式会社ミヤコ  
代表取締役 淵上和敏  
福岡県福岡市早良区城西三丁目21番1号  
株式会社チヨダ  
代表取締役 舟橋政男  
東京都杉並区成田東四丁目39番8号  
株式会社三貴  
代表取締役 木村和臣  
東京都豊島区東池袋三丁目4番3号  
株式会社ダイシン  
代表取締役 藤井忠利  
福岡県福岡市南区清水四丁目22番16号  
愛眼株式会社  
代表取締役 下條千一  
大阪府大阪市天王寺区大道四丁目9番12号

福岡県福岡市南区向野一丁目16番地13号  
株式会社東京デリカ  
代表取締役 木山茂年  
東京都葛飾区新小岩一丁目48番4号  
有限会社左衛門  
田中治雄  
福岡県福岡市中央区天神二丁目7番22号  
  
株式会社チヨダ  
代表取締役 舟橋政男  
東京都杉並区成田東四丁目39番8号  
  
愛眼株式会社  
代表取締役 下條千一  
大阪府大阪市天王寺区大道四丁目9番12号  
株式会社アシーネ  
代表取締役 石井 仁  
東京都台東区北上野二丁目6番4号

## 福岡県告示第2166号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 届出年月日  
平成19年10月19日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 西友志免店  
(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目4-1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)九州西友 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)九州西友 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

## 福岡県告示第2167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 届出年月日  
平成19年10月19日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 西友那珂川店  
(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原3丁目122番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

変 更 前	変 更 後



(株)九州西友  
代表取締役 中村 一夫  
福岡市中央区平尾二丁目20番35号

(株)九州西友  
代表取締役 野田 亨  
福岡市中央区平尾二丁目20番35号

#### 福岡県告示第2168号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 届出年月日

平成19年10月19日

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 西友古賀店  
(2) 所在地 福岡県古賀市中央4丁目1-1

#### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

変 更 前	変 更 後
(株)九州西友 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)九州西友 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

#### 福岡県告示第2169号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 届出年月日

平成19年10月19日

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ザ・モール春日  
(2) 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地

#### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

変 更 前	変 更 後
(株)九州西友 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)九州西友 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

#### 福岡県告示第2170号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 届出年月日

平成19年10月19日

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店  
(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号



## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第2171号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成19年10月19日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー須恵店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第2172号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成19年10月19日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー那珂川店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町片縄3丁目113番 外

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第2173号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成19年10月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー前原店
- (2) 所在地 福岡県前原市浦志一丁目7番7号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 木内 政雄 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第2174号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年10月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 加布里ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県前原市大字神在1389番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第2175号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年10月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー宝町店
- (2) 所在地 福岡県春日市伯玄町2丁目18番 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第2176号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成19年10月19日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 森林都市ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県宗像市自由が丘3丁目12番4

## 3 大規模小売店舗の所在地

変 更 前	変 更 後
福岡県宗像市大字自由が丘3丁目12番4 外	福岡県宗像市自由が丘3丁目12番4

## 4 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

## 福岡県告示第2177号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成19年10月19日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー光が丘店

(2) 所在地 福岡県筑紫野市光が丘4丁目1番1号

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

## 福岡県告示第2178号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年1月12日農林水産省告示第30号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第2179号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年6月22日農林水産省告示第978号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに朝倉市役所及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2180号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年7月10日農林水産省告示第1039号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2181号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年8月17日農林水産省告示第1225号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2182号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年9月16日農林水産省告示第1465号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び朝倉市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第2183号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年9月24日農林水産省告示第1504号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

福岡県告示第2184号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成11年1月12日農林水産省告示第25号（1及び2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

福岡県告示第2185号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年1月12日農林水産省告示第25号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びにうきは市役所及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

福岡県告示第2186号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的



次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年2月24日農林水産省告示第317号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに朝倉市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2187号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年3月9日農林水産省告示第401号(3に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2188号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	安武本 国 分 線	前	久留米市津福今町273番1 先から 同市津福今町287番2先ま で	8.4 ~ 11.2	8.6
			後	同上	8.4 ~ 17.0	8.6

福岡県告示第2189号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	安武本 国 分 線	久留米市津福今町273番1先から 同市津福今町287番2先まで

公 告

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第4項の規定に基づき、福岡県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画、福岡県特定鳥獣(シカ)保護管理計画及び第10次鳥獣保護事業計画の変更に関する公聴会を開催するので、鳥獣の保

護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）第2条第1項の規定により次のように公示する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

日 時	場 所	案 件	公聴会に関する 問い合わせ先
平成19年12月19日 午前9時30分から	福岡県吉塚合同庁舎 604B会議室 福岡市博多区吉塚本 町13-50	福岡県特定鳥獣（イ ノシシ）保護管理計 画、福岡県特定鳥獣 （シカ）保護管理計 画及び第10次鳥獣保 護事業計画の変更に ついて	福岡県水産林務部緑化推 進課 (電話092-643-3550)

公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 主催者

財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都港区虎ノ門1丁目26番5号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館  
福岡市博多区千代1丁目2番4号

3 受講申込み及び問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター福岡県支部  
福岡市博多区千代1丁目2番4号（電話092-632-4501）

4 講習会の日程

平成20年4月7日（月）、同月14日（月）及び同月21日（月）

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生学 9時間  
理容所の衛生管理 18時間

6 受講予定人員

200名

7 受講料 14,000円

公告

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 主催者

財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都港区虎ノ門1丁目26番5号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館  
福岡市博多区千代1丁目2番4号

3 受講申込み及び問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター福岡県支部  
福岡市博多区千代1丁目2番4号（電話092-632-4501）

4 講習会の日程

次の第1回から第3回までの日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成20年	5月	12日（月）、19日（月）、26日（月）
第2回	平成20年	8月	18日（月）、25日（月）
		9月	1日（月）
第3回	平成20年	10月	6日（月）、20日（月）、27日（月）

5 講習会の科目及び時間数



公衆衛生学 9時間  
美容所の衛生管理 18時間

6 受講予定人員  
各200名

7 受講料 14,000円

#### 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月19日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 調達内容

##### (1) 調達物品の名称及び数量

ア インクカートリッジ 369個  
イ インクカートリッジ 615個

##### (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

平成20年1月31日(木)

##### (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

#### 2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

#### 3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年12月10日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	
05	01	電気器具	
05	02	電気通信機器	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者であること。

#### 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2237

#### 5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成19年11月19日(月)から平成19年11月30日(金)までの県の休日を除く毎日

、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年11月19日（月）から平成19年11月30日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年12月10日（月）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成19年12月11日（火）午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。